

老人保健施設 美樹の園

介護老人保健施設
指定（介護予防）短期入所療養介護
指定（介護予防）通所リハビリテーション
指定（介護予防）訪問リハビリテーション

重要事項説明書

当施設は介護老人保健施設、指定短期入所療養介護、指定通所リハビリテーション、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防短期入所療養介護、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーションの各サービスを提供する介護保険適用事業者です。この冊子では施設の概要や提供されるサービスの内容や契約する上でご注意いただきたいことを説明しております。

なお、特記なき場合は、指定介護予防短期入所療養介護、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーションは、それぞれ短期入所療養介護、通所リハビリテーション、指定訪問リハビリテーションに準じます。

— 目 次 —

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. ご利用対象者	2
4. 居室の概要	2
5. 職員の配置状況	3
6. 当施設が提供するサービスと利用料金	5
7. 入所中の医療の提供について	1 7
8. ご利用開始までの手順	1 7
9. 各サービスの中止・変更について	1 8
10. ケアプランについて	1 9
11. サービス提供における事業者の義務	1 9
12. ご利用の中止や退所していただく場合	1 9
13. ご契約の中途解約や契約解除	2 0
14. 施設利用の留意事項	2 1
15. 非常災害対策について	2 2
16. 損害賠償について	2 2
17. 緊急時等の対応について	2 2
18. 苦情の受付について	2 2

1. 施設経営法人

- ①法人名 : 社会福祉法人 美木多園
- ②法人所在地 : 大阪府堺市南区美木多上 1 2 7 7 - 1
- ③電話番号 : 0 7 2 - 2 9 6 - 1 2 2 2
- ④代表者氏名 : 西尾 正敏
- ⑤設立年月 : 昭和 5 8 年 1 2 月 1 6 日

2. ご利用施設

- ①施設の名称 : 老人保健施設 美樹の園
鉄骨鉄筋コンクリート造地上 4 階建て
延べ床面積 3416.67 平方メートル

- ②施設の所在地 : 大阪府堺市南区美木多上 1 3 5 9 - 2

- ③施設の周辺環境 :

当施設は泉北ニュータウンに隣接する光明台という閑静な新興住宅地の一角に建てられています。この地域は住宅街と山林の境界線に位置しており、施設の北側と南側で景色が、がらっと変わります。また、周辺には当施設より高い建物は無く、その 4 階からはかなり遠くまで見渡すことが出来ます。住宅街に面してはいますが、日中・夜間を通じて静かで、車の騒音は殆ど気になりません。交通は電車の場合、泉北高速鉄道 光明池駅下車後バスにて 1 0 分程度かかりますので、少々不便な場所にあります。お車の場合、阪和道または阪神高速湾岸線の入り口まで 1 5 分程度です。

- ④電話番号 : 0 7 2 - 2 9 6 - 1 3 3 3
F A X : 0 7 2 - 2 9 6 - 8 8 3 3

- ⑤施設長（管理者）氏名 : 大年 辰幸

- ⑥開設年月日 : 平成 1 1 年 4 月 1 日（開設許可更新 : 令和 2 年 4 月 1 日）

- ⑦提供事業 : 介護老人保健施設 定員 : 8 0 名 / 日
平成 12 年 4 月 1 日 「大阪府指定 第 2750180107 号」
指定短期入所療養介護
平成 12 年 4 月 1 日 「大阪府指定 第 2750180107 号」
指定通所リハビリテーション 定員 : 4 0 名 / 日（介護予防を含む）
平成 12 年 4 月 1 日 「大阪府指定 第 2750180107 号」
指定訪問リハビリテーション
令和 4 年 4 月 1 日 「大阪府指定 第 2750180107 号」
指定介護予防短期入所療養介護
平成 18 年 4 月 1 日 「大阪府指定 第 2750180107 号」
指定介護予防通所リハビリテーション
平成 18 年 4 月 1 日 「大阪府指定 第 2750180107 号」
指定介護予防訪問リハビリテーション
令和 4 年 4 月 1 日 「大阪府指定 第 2750180107 号」

- ⑧営業日時 : 介護老人保健施設
短期入所療養介護
営業日 : 年中無休
営業時間 : 2 4 時間体制（事務所窓口は 9:00～18:00）
通所リハビリテーション
営業日 : 月・火・水・木・金・土曜日（年末年始は特別休業致します）
営業時間 : 9:20～16:30（事務所窓口は 9:00～18:00）
（時間延長サービス対応）17:20～18:50
訪問リハビリテーション
営業日 : 月・火・水・木・金曜日（年末年始は特別休業致します）
営業時間 : 9:00～18:00

- ⑨施設の目的 :

- 1) 介護保険法令の趣旨に従い、施設設備・備品を用い、利用される方の有する能力に応じ介護、看護、医療、機能訓練の各分野から指導・助力を行い、利用される方が自立し、在宅での生活が送れるよう各種サービスの提供を行います。

2) 訪問リハビリテーションは、利用される方の医学管理を行っている主治医の指示に基づき、ご自宅に訪問して、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためにリハビリを行います。

⑩当施設の運営方針：

- 1) 要介護者等の心身の特性に応じ、その有する能力を生かし、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事の介護など、日常生活上必要なお世話及び機能訓練を行います。
- 2) 地域との結びつきを大切にし、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健・医療機関や他の福祉サービス提供機関等と連携し各種サービスの提供を行います。

3. ご利用対象者

①介護老人保健施設

要介護1～5の方で、ご利用判定会議でご利用可能と判定された方。

又は在宅復帰検討の判定会議で継続利用可能と判定された方。

②短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

要支援1～2又は要介護1～5の方で、ご利用判定会議でご利用可能と判定された方。

③通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

要支援1～2又は要介護1～5の方で、ご利用判定会議でご利用可能と判定された方。

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

要支援1～2又は要介護1～5の方で、ご利用判定会議でご利用可能と判定された方。

4. 居室の概要

居室は、個室と3人部屋、4人部屋を用意させていただいております。ご利用前に個室の利用等ご希望される場合は、その旨お申し出下さい（但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります）。

< 施設の部屋数と面積 >

居室・設備の種類		部屋数	広さ
特別室A（シャワーバス、トイレ付）		4室	48 m ²
特別室B（トイレ付）		3室	40.56 m ²
個室（シャワーバス、トイレなし）		6室	60.42 m ²
3人部屋		9室	310.5 m ²
4人部屋		10室	342.4 m ²
合 計		32室	843.46 m ²
食堂	1階	1室	40.37 m ²
	2階	2室	59.51 m ²
	3階	2室	69.15 m ²
	4階	1室	61.01 m ²
浴室	1階（一般・中間浴）	1室	42.18 m ²
	2階（一般浴）	1室	31.24 m ²
	4階（特殊浴）	1室	33.98 m ²
談話室	2階	1室	16.67 m ²
	3階	1室	34.79 m ²
	4階	1室	27.02 m ²
診察室		1室	16.27 m ²
機能訓練室		1室	100.59 m ²
レクリエーションルーム		1室	27.47 m ²

※居室の変更：居室の変更を希望される場合は、事務所に申し出て下さい。但し、居室の空き状況やご利用者の身体状況により、ご希望に添えない場合がございます。また、ご利用者の身体状況により居室の変更をお願いする場合もございます。

※各階の処遇：当施設では、ご利用者の身体や精神状態に合ったお世話をさせていただくため、利用階

毎に処遇方針を決め、サービスを提供させていただいております。

※居室の特徴：各部屋内には収納場所、洗面台があります。トイレは居室内又は居室に隣接した場所に設置しています。

※浴室：浴室は1階と2階にトロン温泉のお湯を用意しています。中間浴には車椅子に座ったまま肩まで浸かれる浴槽を用意しています。また、座位の取れない方には、4階に特殊浴槽を用意して、極力お湯に浸かっていただけるよう配慮させていただいております。

5. 職員の配置状況

当施設では、各サービスを提供するために、以下の職種の職員を配置しております。

< 介護老人保健施設、短期入所療養介護 >

R6. 4. 1 現在

職 種	現状（常勤換算）	指定基準（利用者 80 名につき）
施設長（管理者）	1 名	1 名
医師	1 名（施設長と兼務）	1 名
介護職員	22.8 名	19.0 名
看護職員	11.5 名	7.6 名
支援相談員	2.2 名（兼務含む）	1 名
リハビリテーション職員	4.3 名	0.8 名
介護支援専門員	2 名（兼務）	1 名
管理栄養士	2 名	1 名
薬剤師	0.3 名	0.27 名
その他職員	2.0 名	必要数

< 通所リハビリテーション >

R6. 4. 1 現在

職 種	現状（常勤換算）	指定基準（利用者 40 名につき）
施設長（管理者）	1 名（入所と兼務）	1 名
医師	1 名（入所と兼務）	入所に含む
介護職員	6.9 名	3.6 名
看護職員	1 名	
支援相談員	2.4 名（入所と兼務）	特に指定なし
リハビリテーション職員	3.7 名	0.4 名
介護支援専門員	2 名（入所と兼務）	入所に含む
管理栄養士	2 名（入所と兼務）	入所に含む
その他職員	0.8 名	必要数

< 訪問リハビリテーション >

R6. 4. 1 現在

職 種	現状（常勤換算）	指定基準
施設長（管理者）	1 名（入所等と兼務）	1 名
医師	1 名（入所等と兼務）	入所に含む
リハビリテーション職員	1 名（通所リハと兼務）	1 名

※常勤換算とは：当施設の勤務に携わった勤務時間を、通常職員が1週間に働く労働時間（当施設では40時間／週）で割ったものです。当施設で働く普通の職員の場合は週休2日で勤務しており、1日に8時間働いていますので、1.0となります。パートの場合、通常この値より小さくなります。

※給食関連：食事の提供は業務委託しております。給食に関する疑問や相談は当施設事務所で受け付けます。

< 配置職員の職種 >

介護職員：ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・補助等を行います。

看護職員：主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

支援相談員：ご利用者やそのご家族の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

リハビリテーション職員：ご利用者の機能訓練を担当します。

介護支援専門員：ご利用者に係るケアプランを作成したり、施設内での生活向上の手助けを行います。

医師：ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

薬剤師：ご利用者の調剤、医薬品管理を担当しています。

管理栄養士：ご利用者の体調や嗜好にあった食事の提供などの食事に関する事を担当しています。

事務員：ご利用者の利用料金の請求や、契約書の管理などを行っています。

< 職員の勤務時間 >

職 種	勤 務 体 制
施設長（医 師）	日勤： 9:00 ～ 17:00（月・火・水・金） 9:00 ～ 13:00（木） 毎週 土・日曜日 定休
介護職員 介護老人保健施設 短期入所療養介護 通所リハビリテーション	早出： 7:30 ～ 16:30 日勤： 9:30 ～ 18:30 遅出： 11:30 ～ 20:30 夜勤： 17:00 ～ 10:00 定休日なし ローテーション勤務 日勤： 8:30 ～ 17:30 毎週 日曜日 定休
看護職員 介護老人保健施設 短期入所療養介護 通所リハビリテーション	早出： 7:30 ～ 16:30 日勤： 9:30 ～ 18:30 遅出： 11:30 ～ 20:30 夜勤： 17:00 ～ 10:00 定休日なし ローテーション勤務 日勤： 8:30 ～ 17:30 毎週 日曜日 定休
リハビリテーション職員 理学療法士 作業療法士	日勤： 9:00 ～ 18:00 毎週 日曜日 定休
薬剤師	日勤： 9:00 ～ 18:00（月）、13:00 ～ 17:00（水）
事務所 支援相談員 介護支援専門員 管理栄養士、事務員	日勤： 9:00 ～ 18:00 定休日なし ローテーション勤務

※看護・介護職員の勤務体制：介護老人保健施設及び短期入所療養介護に携わる職員は通常日勤帯では看護職員4名、介護職員10名程度、夜勤帯では看護職員1名、介護職員3名程度となっています。通所リハビリテーションでは介護職員6名程度となっています。

※入浴日の体制：介護老人保健施設及び短期入所療養介護では月・火・木・金曜日を一般浴・中間浴の入浴日（お一人につき週2回）、火・金曜日を特殊浴の入浴日としています。

通所リハビリテーションでは全日入浴を行っています。

※事務所受付：事務所の営業時間は9:00～18:00までとなっております。

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設で提供させていただくサービスには以下の2種類がございます。

- ・介護保険給付対象サービス
- ・介護保険給付対象外サービス

①介護保険給付対象サービス

1) 入浴

- ・入浴又は清拭等を週に2回以上行います。
- ・寝たきりや、寝たきりに準ずる方でも機械式浴槽を使用して入浴することが出来ます。

2) 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の方の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・おむつを使用している方の交換介助は1日に6回以上、必要に応じて行います。

3) 機能訓練

- ・リハビリテーション職員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、または身体機能の低下を防止するための訓練指導を行います。

4) 健康管理

- ・医師や看護職員が、日々の健康管理を行います。又、不要な投薬や治療は行わないようにします。

5) ケアプランの作成

- ・在宅への復帰や、心身の機能向上・維持を目的として、施設内での過ごし方や、機能訓練の方法を考え、実行します。

6) 栄養管理

- ・施設には栄養士又は管理栄養士を配置し、利用者に提供する食事によって栄養管理を行います。

7) その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うようにします。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・自立した生活を送れるよう、ご利用者の自発行動に対して出来る限り介助するように致します。
- ・施設利用から在宅生活への移行が円滑に進むよう、施設外の各種機関との連携・調整を行います。

< サービス利用料金 >

ご利用者の要介護度に応じた介護保険給付点数に地域区分別の単価割合をかけた金額から、国保連合会から支払われる額（小数点以下切り捨て）を引いた額を自己負担額としてお支払いいただきます。

< 介護老人保健施設 >

地域区分別単価割合（特甲地：10.45）

※別途、介護職員の待遇改善のための「介護職員等処遇改善加算」（7.5%相当分）を加算します。

・多床室（3人又は4人部屋）をご利用の場合（カッコ内は負担割合2割の場合）（1日あたり）

要介護度と 介護保険給付点数 (夜勤体制加算24単位、栄養マネジメント強化加算11単位、サービス提供体制強化加算Ⅰ)22単位、在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ)51単位を含む)	要支援1 要支援2 対象外	要介護1 979単位	要介護2 1,055単位	要介護3 1,122単位	要介護4 1,180単位	要介護5 1,233単位
介護保険から給付される金額	—	¥9,207 (¥8,184)	¥9,921 (¥8,819)	¥10,551 (¥9,379)	¥11,097 (¥9,864)	¥11,595 (¥10,307)
ご利用者の自己負担額	—	¥1,023 (¥2,046)	¥1,103 (¥2,205)	¥1,173 (¥2,345)	¥1,234 (¥2,467)	¥1,289 (¥2,577)

・個室（1人部屋）をご利用の場合（カッコ内は負担割合2割の場合）（1日あたり）

要介護度と 介護保険給付点数 (夜勤体制加算24単位、栄養マネジメント強化加算11単位、サービス提供体制強化加算Ⅰ)22単位、在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ)51単位を含む)	要支援1 要支援2 対象外	要介護1 896単位	要介護2 971単位	要介護3 1,036単位	要介護4 1,093単位	要介護5 1,148単位
介護保険から給付される金額	—	¥8,426 (¥7,490)	¥9,131 (¥8,116)	¥9,743 (¥8,660)	¥10,278 (¥9,136)	¥10,796 (¥9,596)
ご利用者の自己負担額	—	¥937 (¥1,873)	¥1,015 (¥2,030)	¥1,083 (¥2,166)	¥1,143 (¥2,285)	¥1,200 (¥2,400)

・短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ（3ヶ月以内）：258単位/日（負担割合1割の場合：¥270）

・認知症短期集中リハビリテーション実施加算（3ヶ月以内で1週につき3日以内）

Ⅰ：240単位/日（負担割合1割の場合：¥251）、Ⅱ：120単位/日（負担割合1割の場合：¥126）

・経口維持加算（Ⅰ）（1月あたり）：400単位/月（負担割合1割の場合：¥418）

・療養食加算：6単位/食（負担割合1割の場合：¥7）

・若年性認知症利用者受入加算：120単位/日（負担割合1割の場合：¥126）

・外泊加算（1ヶ月に7泊8日まで）：362単位/日（負担割合1割の場合：¥379）

・外泊加算（在宅サービス利用時・1ヶ月に7泊8日まで）：800単位/日（負担割合1割の場合：¥836）

・初期加算（入所日から30日間）

Ⅰ：60単位/日（負担割合1割の場合：¥63）、Ⅱ：30単位/日（負担割合1割の場合：¥32）

・入所前後訪問指導加算（Ⅰ）：450単位/回（負担割合1割の場合：¥471）

・退所時情報提供加算

Ⅰ：500単位/回（負担割合1割の場合：¥523）、Ⅱ：250単位/回（負担割合1割の場合：¥262）

・入退所前連携加算

Ⅰ：600単位/回（負担割合1割の場合：¥627）、Ⅱ：400単位/回（負担割合1割の場合：¥418）

・所定疾患施設療養費（Ⅱ）（1ヶ月に1回、10日間を限度）：480単位/日（負担割合1割の場合：¥502）

・褥瘡マネジメント加算

Ⅰ：3単位/月（負担割合1割の場合：¥4）、Ⅱ：13単位/月（負担割合1割の場合：¥14）

・自立支援促進加算：300単位/月（負担割合1割の場合：¥314）

・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ：33単位/月（負担割合1割の場合：¥35）

・科学的介護推進体制加算（Ⅱ）：60単位/月（負担割合1割の場合：¥63）

・安全対策体制加算（入所時に1回）：20単位/回（負担割合1割の場合：¥21）

- ・高齢者施設等感染対策向上加算

I：10 単位／月（負担割合 1 割の場合：¥11）、II：5 単位／月（負担割合 1 割の場合：¥6）

- ・生産性向上推進体制加算（II）：10 単位／月（負担割合 1 割の場合：¥11）

< 短期入所療養介護 >

地域区分別単価割合（特甲地：10.45）

※別途、介護職員の待遇改善のための「介護職員等処遇改善加算」（7.5%相当分）を加算します。

- ・多床室（3 人又は 4 人部屋）をご利用の場合（カッコ内は負担割合 2 割の場合）（1 日あたり）

要介護度と 介護保険給付点数 (夜勤体制加算 24 単位、 サービス提供体制強化加 算(I)22 単位、在宅復 帰・在宅療養支援機能加算 (II)51 単位を含む)	要介護 1 999 単位	要介護 2 1,076 単位	要介護 3 1,141 単位	要介護 4 1,199 単位	要介護 5 1,258 単位
介護保険から給付 される金額	¥9,395 (¥8,351)	¥10,119 (¥8,995)	¥10,730 (¥9,538)	¥11,276 (¥10,023)	¥11,831 (¥10,516)
ご利用者の 自己負担額	¥1,044 (¥2,088)	¥1,125 (¥2,249)	¥1,193 (¥2,385)	¥1,253 (¥2,506)	¥1,315 (¥2,630)

- ・個室（1 人部屋）をご利用の場合（カッコ内は負担割合 2 割の場合）（1 日あたり）

要介護度と 介護保険給付点数 (夜勤体制加算 24 単位、 サービス提供体制強化加 算(I)22 単位、在宅復 帰・在宅療養支援機能加算 (II)51 単位を含む)	要介護 1 916 単位	要介護 2 990 単位	要介護 3 1,055 単位	要介護 4 1,114 単位	要介護 5 1,171 単位
介護保険から給付 される金額	¥8,614 (¥7,657)	¥9,310 (¥8,276)	¥9,921 (¥8,819)	¥10,476 (¥9,312)	¥11,012 (¥9,788)
ご利用者の 自己負担額	¥958 (¥1,915)	¥1,035 (¥2,069)	¥1,103 (¥2,205)	¥1,165 (¥2,329)	¥1,224 (¥2,448)

- ・送迎費用（片道）：184 単位／回（負担割合 1 割の場合：¥193）※状況により行えない場合があります。
- ・個別リハビリテーション実施加算：240 単位／日（負担割合 1 割の場合：¥251）
- ・療養食加算：8 単位／食（負担割合 1 割の場合：¥9）
- ・若年性認知症利用者受入加算：120 単位／日（負担割合 1 割の場合：¥126）
- ・緊急時治療管理（3 日間まで）：518 単位／日（負担割合 1 割の場合：¥542）
- ・緊急短期入所受入対応加算（7 日間を限度）：90 単位／日（負担割合 1 割の場合：¥94）
- ・重度療養管理加算：120 単位／日（負担割合 1 割の場合：¥126）
- ・総合医学管理加算（利用中に 10 日まで）：275 単位／日（負担割合 1 割の場合：¥288）
- ・生産性向上推進体制加算（II）：10 単位／月（負担割合 1 割の場合：¥11）

（日帰りショートステイ）

- ・特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（3～4 時間）：664 単位／日（負担割合 1 割の場合：¥694）
- ・特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（4～6 時間）：927 単位／日（負担割合 1 割の場合：¥969）
- ・特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（6～8 時間）：1,296 単位／日（負担割合 1 割の場合：¥1,355）

< 介護予防短期入所療養介護 >

地域区分別単価割合（特甲地：10.45）

※別途、介護職員の待遇改善のための「介護職員等処遇改善加算」（7.5%相当分）を加算します。

- ・多床室（3人又は4人部屋）をご利用の場合（カッコ内は負担割合2割の場合）（1日あたり）

要介護度と介護保険給付点数 (夜勤体制加算24単位、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)22単位、 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)51単位を含む)	要支援1 769単位	要支援2 931単位
介護保険から給付される金額	¥7,232(¥6,428)	¥8,755(¥7,782)
ご利用者の自己負担額	¥804(¥1,608)	¥973(¥1,946)

- ・個室（1人部屋）をご利用の場合（カッコ内は負担割合2割の場合）（1日あたり）

要介護度と介護保険給付点数 (夜勤体制加算24単位、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)22単位、 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)51単位を含む)	要支援1 729単位	要支援2 875単位
介護保険から給付される金額	¥6,856(¥6,094)	¥8,228(¥7,314)
ご利用者の自己負担額	¥762(¥1,524)	¥915(¥1,829)

- ・送迎費用（片道）：184単位／回（負担割合1割の場合：¥193）※状況により行えない場合があります。
- ・個別リハビリテーション実施加算：240単位／日（負担割合1割の場合：¥251）
- ・療養食加算：8単位／食（負担割合1割の場合：¥9）
- ・若年性認知症利用者受入加算：120単位／日（負担割合1割の場合：¥126）
- ・緊急時治療管理（3日間まで）：518単位／日（負担割合1割の場合：¥542）
- ・総合医学管理加算（利用中に10日まで）：275単位／日（負担割合1割の場合：¥288）
- ・生産性向上推進体制加算（Ⅱ）：10単位／月（負担割合1割の場合：¥11）

< 通所リハビリテーション >

地域区分別単価割合（特甲地：10.55）

※別途、介護職員の待遇改善のための「介護職員等処遇改善加算」（8.6%相当分）を加算します。

（カッコ内は負担割合2割の場合）

（7～8時間：1回あたり）

要介護度と 介護保険給付点数 (中重度ケア体制加算20単位、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)22単位、リハビリ提供体制加算28単位を含む)	要介護1 832単位	要介護2 973単位	要介護3 1,116単位	要介護4 1,285単位	要介護5 1,449単位
介護保険から給付される金額	¥7,899 (¥7,021)	¥9,238 (¥8,212)	¥10,595 (¥9,418)	¥12,200 (¥10,844)	¥13,757 (¥12,228)
ご利用者の自己負担額	¥878 (¥1,756)	¥1,027 (¥2,053)	¥1,178 (¥2,355)	¥1,356 (¥2,712)	¥1,529 (¥3,058)

- ・入浴介助加算（Ⅰ）：40単位／回（負担割合1割の場合：¥43）
- ・入浴介助加算（Ⅱ）：60単位／回（負担割合1割の場合：¥64）
- ・リハビリテーションマネジメント加算（A21）（開始日から6ヶ月以内）
：593単位／月（負担割合1割の場合：¥626）
- ・リハビリテーションマネジメント加算（A22）（開始日から6ヶ月超）
：273単位／月（負担割合1割の場合：¥288）
- ・短期集中個別リハビリテーション実施加算（病院等から退院後3ヶ月以内）
：110単位／回（負担割合1割の場合：¥116）
- ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）：240単位／回（負担割合1割の場合：¥254）
- ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）：1,920単位／月（負担割合1割の場合：¥2,026）
- ・生活行為向上リハビリテーション実施加算：1,250単位／月（負担割合1割の場合：¥1,319）
- ・栄養アセスメント加算：50単位／月（負担割合1割の場合：¥53）
- ・科学的介護推進体制加算：40単位／月（負担割合1割の場合：¥43）
- ・時間延長サービス（所要時間8時間以上9時間未満）：50単位／回（負担割合1割の場合：¥53）
- ・時間延長サービス（所要時間9時間以上10時間未満）：100単位／回（負担割合1割の場合：¥106）

- ・若年性認知症利用者受入加算：60 単位／日（負担割合 1 割の場合：¥64）
- ・重度療養管理加算：100 単位／日（負担割合 1 割の場合：¥106）
- ・事業所が送迎を行わない場合（片道につき減額）：－47 単位／回（負担割合 1 割の場合：－¥50）

< 介護予防通所リハビリテーション > 地域区分別単価割合（特甲地：10.55）

※別途、介護職員の待遇改善のための「介護職員等処遇改善加算」（8.6%相当分）を加算します。

（カッコ内は負担割合 2 割の場合）

（1 月あたり）

要介護度と介護保険給付点数	要支援 1 2,356 単位 (サービス提供体制強化加算 (I 1) 88 単位を含む)	要支援 2 4,404 単位 (サービス提供体制強化加算 (I 2) 176 単位を含む)
介護保険から給付される金額	¥22,369 (¥19,884)	¥41,815 (¥37,169)
ご利用者の自己負担額	¥2,486 (¥4,971)	¥4,647 (¥9,293)

- ・12 月超減算加算（利用開始月から 12 ヶ月を超えた期間のサービス利用の場合）
 - ：（要支援 1）－120 単位／月（自己負担額：－¥127）
 - ：（要支援 2）－240 単位／月（自己負担額：－¥254）

< 訪問リハビリテーション >

地域区分別単価割合（特甲地：10.55）

（1 日に 2 回、1 週間に 6 回まで、病院等から退院後 3 ヶ月以内は 12 回までご利用可能）

（カッコ内は負担割合 2 割の場合）

要介護度と介護保険給付点数 (サービス提供体制強化加算 6 単位を含む)	要介護 1～5 314 単位	要介護 1～5 628 単位
提供数	1 回（20 分）	2 回（40 分）
介護保険から給付される金額	¥2,980 (¥2,649)	¥5,962 (¥5,300)
ご利用者の自己負担額	¥332 (¥663)	¥663 (¥1,325)

- ・短期集中リハビリテーション実施加算（病院等から退院後 3 ヶ月以内）
 - ：200 単位／日（自己負担額：¥211）
- ・リハビリテーションマネジメント加算（A 1）：180 単位／月（負担割合 1 割の場合：¥190）
- ・リハビリテーションマネジメント加算（A 2）：213 単位／月（負担割合 1 割の場合：¥225）
- ・リハビリテーションマネジメント加算（B 1）：450 単位／月（負担割合 1 割の場合：¥475）
- ・リハビリテーションマネジメント加算（B 2）：483 単位／月（負担割合 1 割の場合：¥510）
- ・計画診療未実施減算（事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合）
 - ：－50 単位／回（自己負担額：－¥53）

< 介護予防訪問リハビリテーション >

地域区分別単価割合（特甲地：10.55）

（1 日に 2 回、1 週間に 6 回まで、病院等から退院後 3 ヶ月以内は 12 回までご利用可能）

（カッコ内は負担割合 2 割の場合）

要介護度と介護保険給付点数 (サービス提供体制強化加算 6 単位を含む)	要支援 1～2 304 単位	要支援 1～2 608 単位
提供数	1 回（20 分）	2 回（40 分）
介護保険から給付される金額	¥2,886 (¥2,565)	¥5,772 (¥5,131)
ご利用者の自己負担額	¥321 (¥642)	¥642 (¥1,283)

- ・短期集中リハビリテーション実施加算（病院等から退院後 3 ヶ月以内）
 - ：200 単位／日（自己負担額：¥211）
- ・計画診療未実施減算（事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合）
 - ：－50 単位／回（自己負担額：－¥53）

- 注1) ご利用者の要介護度がまだ明らかでない場合は、予想される介護度に応じてサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。その後、要介護度が明らかになった時に、自己負担分を除く全額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。
- 注2) 介護保険からの給付額や負担割合に変更があった場合には、変更された額や割合に合わせて、自己負担額をその都度変更させていただきますので予めご了承下さい。

②介護保険給付対象外サービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

なお、以下の料金は、法令の変更や経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、変更を行う日の1ヶ月前までに説明したうえで、変更します。

1) 食費

- ・ご利用者の嗜好を取り入れた献立作りを管理栄養士が行っており、またご利用者の身体状況に合わせた食事の提供が行われるよう努めます。
- ・ご利用者の自立を支援するため、通常は各階の食堂に来ていただき食事をとっていただくようにしております。このため原則としてベッドへの配膳は行っておりません。
- ・毎月10日は「パンの日」となっており、お昼に焼きたてのパンやサンドイッチをご用意しております。

(食事時間) 朝食：8:00 ～ 昼食：12:00 ～ おやつ：15:30 ～ 夕食：18:00 ～

- ・介護老人保健施設：¥1,800/日
- ・短期入所療養介護：¥1,800/日（朝食¥470、昼食¥720、夕食¥610）1食ごとに請求します。
- ・通所リハビリテーション：¥720/日

(食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費となります。なお、通所リハビリテーションを除きます)

2) 居住費（滞在費）

- ・多床室：¥700/日
- ・個室：¥1,700/日

なお、外泊中においても費用がかかります（外泊中のベッドを短期入所療養介護に利用する場合を除く）。

(居住費（滞在費）について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費（滞在費）の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費（滞在費）となります)

3) 特別室料金（個室の居住費（滞在費）に加算します）

- ・特別室A（ユニットバス・トイレ付き）：¥1,100/日（税込）
- ・特別室B（トイレ付き）：¥550/日（税込）

4) 特別な食事の提供（消費税がかかります）

施設が提供する食事以外の食事提供や食品を提供した場合は、提供に要した費用を負担していただきます。

5) 理髪・美容

当施設では理美容サービスを委託しており、理美容料金はサービス提供業者の提示する額を月末に利用料と共に請求させていただきます。

< 参考 >

- ・カット：¥2,000/回
- ・顔そり：¥600/回

6) 教養・娯楽費

ご利用者が施設利用中に行うクラブ活動、創作活動、行事に用いる材料（画用紙、のり、折り紙等）や、小道具（ヘラ、ハサミ、筆、クラッカー、写真立て、プレゼント等）の購入や準備に必要な費用。

- ・介護老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーション：¥150/日

7) 日用品費

ご利用者の皆様が日々使用される日用消耗品（シャンプー、紙タオル、トイレットペーパー、入浴用タオル等）の購入や準備に必要な費用。

- ・介護老人保健施設、短期入所療養介護：¥100/日
- ・通所リハビリテーション：¥50/日

8) おむつ代

通所リハビリテーションをご利用される方は以下のおむつ代が使用枚数に応じて加算されます。

- ・フラット : ¥80／枚
- ・尿取りパット : ¥60／枚
- ・パンツ式 (M) : ¥170／枚
- ・パンツ式 (L) : ¥180／枚
- ・テープ式 (M) : ¥150／枚
- ・テープ式 (L) : ¥170／枚

9) 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧出来ますが、複写物を必要とする場合は実費を負担していただきます。

- ・1枚につき：¥22（税込）

10) ご利用者の移送に係る費用

短期入所療養介護、通所リハビリテーションをご利用される方は送迎をお受けしておりますが、介護老人保健施設をご利用される場合は、特別な場合を除いて、ご家族の方に送迎をお願いしております。当施設が送迎する場合は以下の料金を負担して頂きます。なお、当施設の行う送迎は堺市中区、堺市西区、堺市南区及び和泉市の一部の地域とさせていただきます。

- ・短期入所療養介護利用時の送迎費用：
(片道) 184 単位 (自己負担額：¥192)

11) 洗濯代

介護老人保健施設又は短期入所療養介護をご利用される方の洗濯を行う場合の費用。洗濯物3点を1ネットとさせていただきます。

- ・介護老人保健施設利用者、短期入所療養介護利用者 : ¥200／ネット

12) 電気使用料

介護老人保健施設又は短期入所療養介護をご利用される方が持ち込まれた個人使用する電気器具(テレビ、電気毛布、パネルヒーター、加湿器等)を使用するための電気使用料金。

- ・介護老人保健施設利用者、短期入所療養介護利用者：¥55／口（税込・1器具あたり）

13) 写真代

行事などで撮った写真の焼き増し費用です。

- ・1枚につき：¥40

14) 介護保険証をお持ちで無い場合（実費利用になる場合）

要介護認定結果が出ておらず、見込みで各サービスを利用された場合に、利用される方のおおよその要介護度を施設が判断し、そのランクの利用料金と、その他の介護保険給付対象外サービス利用料を合計した額（小数点以下切り捨て）をいったんお支払い頂き、その後認定結果が出た段階で国保連合会からの支給額との差額をお返し致します（償還払い）。

< 介護老人保健施設 >

地域区分別単価割合（特甲地：10.45）

※別途、介護職員等の待遇改善のための「介護職員等処遇改善加算」（7.5%相当分）を加算します。

・多床室（3人又は4人部屋）をご利用の場合

（1日あたり）

要介護度と 介護保険給付点数 （夜勤体制加算 24 単位、栄養 マネジメント強化加算 11 単位、サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）22 単位、在宅復 帰・在宅療養支援機能加算 （Ⅱ）51 単位を含む）	要支援 1 要支援 2 対象外	要介護 1 979 単位	要介護 2 1,055 単位	要介護 3 1,122 単位	要介護 4 1,180 単位	要介護 5 1,233 単位
利用料金	—	¥10,230	¥11,024	¥11,724	¥12,331	¥12,884

・個室（1人部屋）をご利用の場合

（1日あたり）

要介護度と 介護保険給付点数 （夜勤体制加算 24 単位、栄養 マネジメント加算 14 単 位、サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）22 単位、在宅復 帰・在宅療養支援機能加算 （Ⅱ）51 単位を含む）	要支援 1 要支援 2 対象外	要介護 1 896 単位	要介護 2 971 単位	要介護 3 1,036 単位	要介護 4 1,093 単位	要介護 5 1,148 単位
利用料金	—	¥9,363	¥10,146	¥10,826	¥11,421	¥11,996

・その他、諸加算を算定します。

※上記に加え、介護保険給付対象外サービス利用料

< 短期入所療養介護 >

地域区分別単価割合（特甲地：10.45）

※別途、介護職員等の待遇改善のための「介護職員等処遇改善加算」（7.5%相当分）を加算します。

・多床室（3人又は4人部屋）をご利用の場合

（1日あたり）

要介護度と 介護保険給付点数 （夜勤体制加算 24 単位、サ ービス提供体制強化加 算（Ⅰ）22 単位、在宅復 帰・在宅療養支援機能加算 （Ⅱ）51 単位を含む）	要介護 1 999 単位	要介護 2 1,076 単位	要介護 3 1,141 単位	要介護 4 1,199 単位	要介護 5 1,258 単位
利用料金	¥10,439	¥11,244	¥11,923	¥12,529	¥13,146

・個室（1人部屋）をご利用の場合

（1日あたり）

要介護度と 介護保険給付点数 （夜勤体制加算 24 単位、サ ービス提供体制強化加 算（Ⅰ）22 単位、在宅復 帰・在宅療養支援機能加算 （Ⅱ）51 単位を含む）	要介護 1 916 単位	要介護 2 990 単位	要介護 3 1,055 単位	要介護 4 1,114 単位	要介護 5 1,171 単位
利用料金	¥9,572	¥10,345	¥11,024	¥11,641	¥12,236

・その他、諸加算を算定します。

※上記に加え、介護保険給付対象外サービス利用料

< 介護予防短期入所療養介護 >

地域区分別単価割合（特甲地：10.45）

※別途、介護職員等の待遇改善のための「介護職員等処遇改善加算」（7.5%相当分）を加算します。
多床室（3人又は4人部屋）をご利用の場合（1日あたり）

要介護度と介護保険給付点数 (夜勤体制加算 24 単位、サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22 単位、 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ) 51 単位を含む)	要支援 1 769 単位	要支援 2 931 単位
利用料金	¥8,036	¥9,728

・個室（1人部屋）をご利用の場合

（1日あたり）

要介護度と介護保険給付点数 (夜勤体制加算 24 単位、サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22 単位、 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ) 51 単位を含む)	要支援 1 729 単位	要支援 2 875 単位
利用料金	¥7,618	¥9,143

・その他、諸加算を算定します。

※上記に加え、介護保険給付対象外サービス利用料

< 通所リハビリテーション >

地域区分別単価割合（特甲地：10.55）

※別途、介護職員等の待遇改善のための「介護職員等処遇改善加算」（8.6%相当分）を加算します。
（7～8時間：1回あたり）

要介護度と 介護保険給付点数 (中重度ケア体制加算 20 単位、サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22 単位、リハビリ提供体制加算 28 単位を含む)	要介護 1 832 単位	要介護 2 973 単位	要介護 3 1,116 単位	要介護 4 1,285 単位	要介護 5 1,449 単位
利用料金	¥8,777	¥10,265	¥11,773	¥13,556	¥15,286

・その他、諸加算を算定します。

※上記に加え、介護保険給付対象外サービス利用料

< 介護予防通所リハビリテーション >

地域区分別単価割合（特甲地：10.55）

※別途、介護職員等の待遇改善のための「介護職員等処遇改善加算」（8.6%相当分）を加算します。
（1月あたり）

要介護度と介護保険給付点数	要支援 1 2,356 単位 (サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1) 88 単位を含む)	要支援 2 4,404 単位 (サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 2) 176 単位を含む)
利用料金	¥24,855	¥46,462

※上記に加え、介護保険給付対象外サービス利用料

< 訪問リハビリテーション >

地域区分別単価割合（特甲地：10.55）

要介護度と介護保険給付点数 (サービス提供体制強化加算 6 単位を含む)	要介護 1～5 314 単位	要介護 1～5 628 単位
提供数	1 回（20 分）	2 回（40 分）
利用料金	¥3,312	¥6,625

・その他、諸加算を算定します。

< 介護予防訪問リハビリテーション >

地域区分別単価割合（特甲地：10.55）

要介護度と介護保険給付点数 (サービス提供体制強化加算 6 単位を含む)	要支援 1～2 304 単位	要支援 1～2 608 単位
提供数	1 回（20 分）	2 回（40 分）
利用料金	¥3,207	¥6,414

・その他、諸加算を算定します。

15) キャンセル料金

当施設の利用予約されており、利用当日の利用が困難な場合は利用開始の前日 17 時までにご連絡いただいた場合、キャンセル料金はかかりません。しかし、当施設に何の連絡もなく、利用を中止された場合は以下に記載するキャンセル料金を徴収いたします。但し、急病などの特別な事情がある場合は除きます。

< 介護老人保健施設 >

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
キャンセル料金	¥1,100	¥1,185	¥1,261	¥1,327	¥1,385

< 短期入所療養介護 >

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
キャンセル料金	¥1,123	¥1,209	¥1,283	¥1,347	¥1,413

< 介護予防短期入所療養介護 >

要介護度	要支援 1	要支援 2
キャンセル料金	¥865	¥1,046

< 通所リハビリテーション >

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
キャンセル料金	¥954	¥1,116	¥1,279	¥1,473	¥1,661

< 介護予防通所リハビリテーション >

要介護度	要支援 1	要支援 2
キャンセル料金	¥720	¥720

< 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション >

要介護度	要介護 1～要介護 5	要支援 1～要支援 2
1 回（20 分）	¥332	¥321
2 回（40 分）	¥663	¥642

③利用料金の減免措置

イ. 介護保険制度下の減免制度

- ・利用者負担限度額段階に該当される場合

利用者負担は、所得などの状況から第 1～第 8 段階に分けられ、このうち第 1～第 3 段階の利用者には負担軽減策が設けられています。

【利用者負担第 1 段階】

生活保護の受給者、または世帯全員及び配偶者が市民税非課税で一定以上資産がなく、老齢福祉年金の受給者

本人の預貯金等の合計額が 1,000 万円以下（配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が 2,000 万円以下）

【利用者負担第 2 段階】

世帯全員及び配偶者が市民税非課税で前年の課税年金収入額＋合計所得金額＋遺族年金・障害年金収入額が 80 万円以下

本人の預貯金等の合計額が 650 万円以下（配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が 1,650 万円以下）

【利用者負担第 3 段階①】

世帯全員及び配偶者が市民税非課税で前年の課税年金収入額＋合計所得金額＋遺族年金・障害年金収入額が 80 万円超 120 万円以下

本人の預貯金等の合計額が 550 万円以下（配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が 1,550 万円以下）

【利用者負担第3段階②】

世帯全員及び配偶者が市民税非課税で前年の課税年金収入額＋合計所得金額＋遺族年金・障害年金収入額が120万円超

本人の預貯金等の合計額が500万円以下（配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が1,500万円以下）

第1～第3段階に該当される方は、各市町村の介護保険担当窓口で「介護保険被保険者証」と「印鑑」、「本人名義の預金通帳」等を持参して手続きを行って下さい。後日「介護保険負担限度額認定証」が送付されますので、事務所までご持参下さい。認定証をご持参いただいた月から認定証記載の金額で取り扱いさせていただきます。

負担額一覧表（1日当たりの利用料）

※介護老人保健施設ご利用の場合

	食 費	利用する療養室のタイプ	
		従来型個室	多床室
利用者負担第1段階	¥300	¥550	¥0
利用者負担第2段階	¥390		¥1,370
利用者負担第3段階①	¥650		
利用者負担第3段階②	¥1,360		

※短期入所療養介護ご利用の場合

	食 費	利用する療養室のタイプ	
		従来型個室	多床室
利用者負担第1段階	¥300	¥550	¥0
利用者負担第2段階	¥600		¥1,370
利用者負担第3段階①	¥1,000		
利用者負担第3段階②	¥1,300		

・高額介護サービス費

ご利用者の属する世帯所得に応じて1ヶ月間の介護保険給付対象サービスの利用者負担額が以下限度を超えた場合に、越えた分が介護保険から給付されます。

1ヶ月の利用者負担額が以下金額を超えた場合に、各市町村の介護保険担当窓口で手続きしていただくと、利用者負担上限額との差額分が各市町村からご利用者又はご家族へ返金されます。但し、介護老人保健施設に入所していて、月途中で入退所しなかった場合は「受領委任払い」が出来ますので、事務所までご相談下さい。

注1）償還払いとは

介護保険の要介護度が確定していない場合に、一旦介護保険のサービス利用料の全額を事業者支払い、後に要介護度が確定した段階で市町村より差額分をご利用者又はご家族へ返金する支払方法。

注2）受領委任払いとは

本来、ご利用者が市町村の窓口手続きにより返金される事務手続きを、事業者が仲介し、市町村からの返金を事業者が代行して、ご利用者には上限額のみを支払って頂く方法です。

負担上限額一覧表（１月当たりの利用料の負担上限額）

	負担上限額
利用者負担第１段階	¥ 15, 000
利用者負担第２段階	¥ 15, 000
利用者負担第３段階①、②	又は¥ 24, 600
利用者負担第４段階	¥ 44, 400 又は¥ 93, 000 又は¥ 140, 100

ロ．介護老人保健施設が二種事業として行う減免制度

介護老人保健施設を利用される生計困難者に対し、当施設が介護保険の一部負担金や食費、その他施設利用していただく上で必要とされるものに係る費用の一部を減額させていただきます。

減免を受けられる対象者は以下の通りになっています。

- ・「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方
- ・市町村民税非課税世帯の方
- ・老齢福祉年金の受給者
- ・利用料を減免しなければ生計困難者になってしまう方。
- ・生活保護法による被保護者である方

但し、上記に該当する方全てに適用されるのでは無く、一定の範囲内での受入れ（４～８名程度）となりますので、具体的な募集に関しては事務所横の掲示板にて広報させていただきます。申し込みには、適用を受けられる方の所得を証明する書類を提出していただきます。申し込み後、書類審査を行い、減免の認定をさせていただきます。

減免額は以下の通りとなっています（１日あたり）。

- ・介護保険の一部負担金分
- ・食費の内の１４４円分
- ・居住費と教養娯楽費と日用品費の１割分

上記割引分に利用日数を掛けたものを、本来お支払い頂く予定であった額から引いたものが、正規のお支払い頂く利用料金となります。但し、計算の結果お支払い頂く利用料金にマイナスが生じた場合は無料とさせていただきます。また上記減免額でも生計困難となる場合には上記減免額を割り増しする事もございます。詳しくは事務所までご相談下さい。

④利用料金のお支払い方法

１）介護老人保健施設

利用料金は月末締め、翌月１５日までに請求させていただきますので、ゆうちょ銀行からの自動引き落としサービス（利用月の翌月末引き落とし）をご利用下さい。また、その他のお支払い方法をご希望される場合はご相談下さい。

２）（介護予防）短期入所療養介護

利用料金は月末締めで請求させていただきますので、ゆうちょ銀行からの自動引き落としサービス（利用月の翌月末引き落とし）をご利用下さい。また、その他のお支払い方法をご希望される場合はご相談下さい。

３）（介護予防）通所リハビリテーション

利用料金は月末締めで請求させていただきますので、ゆうちょ銀行からの自動引き落としサービス（利用月の翌月末引き落とし）をご利用下さい。また、その他のお支払い方法をご希望される場合はご相談下さい。

４）（介護予防）訪問リハビリテーション

利用料金は月末締めで請求させていただきますので、ゆうちょ銀行からの自動引き落としサービス（利用月の翌月末引き落とし）をご利用下さい。また、その他のお支払い方法をご希望される場合はご相談下さい。

7. 入所中の医療の提供について

当施設で緊急時等により通院が必要となる場合に備え、下記医療機関と協力体制が出来ております。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院を義務づけるものでもありませんので、かかりつけ医療機関がある場合は事前にお申し出下さい。また、緊急時及びやむを得ない場合を除き、通院はご家族でお願い致します。

1) 協力医療機関

医療機関名称：堺咲花病院（電話：072-295-8833）

所在地：大阪府堺市南区原山台2丁7番1号

診療科：内科、消化器内科、腎臓内科、神経内科、膠原病内科、整形外科、外科
心療内科、疼痛緩和内科、耳鼻咽喉科、眼科、麻酔科、放射線科
リハビリテーション科

2) 協力医療機関

医療機関名称：堺平成病院（電話：072-278-2461）

所在地：大阪府堺市中区深井沢町6番地13

診療科：内科、循環器内科、消化器内科、リウマチ科、放射線科、眼科、整形外科
泌尿器科、歯科、リハビリテーション科、脳神経外科、皮膚科、外科
糖尿病内科（代謝内科）、人工透析内科、心療内科、麻酔科

3) 協力歯科医療機関

医療機関名称：森上歯科（電話：072-293-6486）

所在地：大阪府堺市南区高倉台1-6-2

8. ご利用開始までの手順

老人保健施設美樹の園の各サービスを受ける場合は、先ず利用者登録をしていただく必要が有ります。登録の後ご利用可能となります。提供サービス毎にご利用までの手順が若干違いますので、以下に説明させていただきます。

< 介護老人保健施設 >

- ①老人保健施設美樹の園まで直接相談にお越し下さい、施設やご利用についての説明をさせていただきます、ご利用予定者の心身の状態等をお聞きいたします。
- ②次に当施設の申込書、診療情報提供書、緊急連絡先表をお渡し致します。診療情報提供書は、ご利用予定者が現在通院や入院されている病院の主治医の先生に記入をお願いして下さい。申込書は必要個所を契約される方が記入して下さい。
- ③申込書類の記入が終わりましたら、当施設に持参又は送付下さい。
- ④提出していただいた書類の内容を毎週水曜日の判定会議で内容を検討させていただき、ご利用可能な場合は「利用登録」させていただきます。
- ⑤会議後、ご利用の可否と検討内容について電話と書面で本人又はそのご家族に連絡させていただきます。
- ⑥次にご利用開始の日時について相談させていただきます。
- ⑦契約書の作成などご利用に必要な手続きは、初回利用の時にさせていただきますので、介護保険被保険者証などを忘れないように持参して下さい。施設利用時に持参して頂く持ち物については別紙にて送付させていただきます。

< 短期入所療養介護・通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション >

- ①老人保健施設美樹の園まで直接相談にお越し下さい、施設やご利用についての説明をさせていただきます、ご利用予定者の心身の状態等をお聞きいたします。
- ②次に当施設の申込書、診療情報提供書、緊急連絡先表をお渡し致します。診療情報提供書は、ご利用予定者が現在通院や入院されている病院の主治医の先生に記入をお願いして下さい。申込書は必要個所を契約される方が記入して下さい。
- ③申込書類の記入が終わりましたら、当施設に持参又は送付下さい。
- ④提出していただいた書類の内容を毎週水曜日の判定会議で内容を検討させていただき、ご利用可能な場合は「利用登録」させていただきます。
- ⑤会議後、ご利用の可否と検討内容について電話と書面で本人又はそのご家族に連絡させていただきます。

- ⑥当施設では在宅のケアプランは作成出来ませんので、介護サポートセンター美樹の園等、お近くの居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターに在宅ケアプラン作成の依頼をお願いして下さい。
- ⑦居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターがご利用者又はそのご家族と、当施設との間を取り持ち、利用日や時間などを調節します。
- ⑧通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションでは初回ご利用日までに、短期入所療養介護では初回ご利用日に契約書の作成など、ご利用に必要な手続きをさせて頂きますので、介護保険被保険者証などを忘れないようにお持ち下さい。施設利用時にお持ち頂く物については別紙にて送付させていただきます。

9. 各サービスの中止・変更について

< 介護老人保健施設 >

- ①サービスを中止して退所される場合は、退所予定される日の前日 17:00 までに事務所までに届け出て下さるようお願いいたします。
- ②体調の急変などにより通院しそのまま入院となった場合は、入院が決まった段階で当施設まで連絡下さるようお願いいたします。
- ③介護老人保健施設の入所期間は通常 3 ヶ月となっておりますが、ご利用者の状態に応じ延長する事が出来ますので、延長を希望される場合は期間の切れる 1 ヶ月前までに、その旨事務所の方までお伝え下さるようお願い致します。
- ④部屋替えを希望されるときは、事務所までその旨お伝え下さるようお願いいたします。但し、空き部屋の状況、ご利用者の状態などの理由により、必ずしもご希望に添えない場合がございますので、予めご了承下さい。

< 短期入所療養介護 >

- ①サービスを中止して退所される場合は、退所予定される日の前日 17:00 までに事務所まで届け出て下さるようお願いいたします。体調の急変などにより通院しそのまま入院となった場合は、入院が決まった段階で当施設まで連絡下さるようお願いいたします。
- ②入所の期間は、予め在宅のケアプランで定められていますが、延長を希望される場合はその旨事務所までお伝え下さい。居室の空き状況等確認後、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターに当施設から連絡し、調整致します。
- ③部屋替えを希望されるときは、事務所までその旨お伝え下さるようお願いいたします。但し、空き部屋の状況、ご利用者の状態などの理由により、必ずしもご希望に添えない場合がございますので、予めご了承下さい。

< 通所リハビリテーション >

- ①サービス利用を中止して帰宅される場合は、その旨担当職員にお伝え下さい。この場合、帰りの送迎はご家族様の方でお願い致します。また、その日、サービス提供予定されている分の利用料は徴収させていただきますので、予めご了承下さい。
- ②サービスご利用中に身体状況が悪化した場合は、まずご家族様にご連絡させていただき、状況に応じて病院への通院などの対応をさせていただきます。この場合、ご利用を予定されていたサービスの料金をご請求させていただきます。
- ③利用時間の短縮や延長は原則的にお断りさせていただいております。
- ④在宅のケアプランで決められた以上のサービス提供を受ける場合は、先ず当施設までご相談下さい。ご利用出来るか確認させていただきます。その後、ご利用者を担当している居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターにご連絡下さるようお願いいたします。

< 訪問リハビリテーション >

- ①サービス利用を中止される場合は、その旨担当職員にお伝え下さい。また、その日、サービス提供予定されている分の利用料は徴収させていただきますので、予めご了承下さい。
- ②サービスご利用中に身体状況が悪化した場合は、まずご家族様にご連絡させていただき、状況に応じて病院への通院などの対応をさせていただきます。この場合、ご利用を予定されていたサービスの料金をご請求させていただきます。
- ③利用時間の短縮や延長は原則的にお断りさせていただいております。
- ④在宅のケアプランで決められた以上のサービス提供を受ける場合は、先ず当施設までご相談下さい。ご利用出来るか確認させていただきます。その後、ご利用者を担当している居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターにご連絡下さるようお願いいたします。

10. ケアプランについて

老人保健施設美樹の園の各サービスでは、利用される方一人一人について「施設サービス計画」：介護老人保健施設、短期入所療養介護（但し、利用期間が連続4日を超える場合）、「通所サービス計画」：通所リハビリテーション、「訪問リハビリサービス計画」：訪問リハビリテーションを利用開始時までに作成し、ご利用の際にはその内容に従ってサービス提供を行うようにしております。これらケアプランにつきましては、ケアマネジャーが主に担当し作成しています。サービス提供計画の作成及びその変更は次の通り行っています。

- ①当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）が中心となってケアプランの原案作成やそのために必要な事前調査をご利用開始時までの間に行います。
- ②担当者はケアプランの原案について、ご利用者やご契約者、ご家族等に対して説明し確認していただきます。
- ③ケアプランは、3か月に1回または居宅サービス計画又は介護予防計画が変更された場合やご利用者の状態が変化した場合、もしくはご利用者やご契約者及びご家族等の要請に応じて、変更の必要がある場合には、ご利用者やご契約者及びご家族等と話し合いを行い、その内容を変更します。
- ④ケアプランが変更された場合には、ご利用者やご契約者に対して書面を作成し、必要に応じその内容の確認をお願いしております。

11. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態に変化が認められた場合は、医師又は看護・介護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認し対応させていただきます。
- ③ご利用者の受けている要介護認定の有効期間が終了してしまわない様に、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者またはご利用者やそのご家族の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご利用に対する身体的拘束その他行動を制限する行為は行いません。但し、ご利用者または他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録をとるなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）。但し、ご利用者に緊急医療の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、上記以外にご利用者の情報を外部に提供する必要が生じる場合は事前に文書にて、ご利用者又はご契約者の同意を得るようにいたします。
- ⑦事業者はご利用者の人権を擁護するため、虐待の防止と発見に努め、職員に対する研修の実施、成年後見制度の利用支援、ご利用者やそのご家族からの苦情解決体制を整備しています。
- ⑧サービス提供中に職員又はご利用者のご家族等による虐待を受けたと思われるご利用者に気づいた場合は、速やかに、市町村に通報いたします。

12. ご利用の中止や退所していただく場合

当施設の予定利用中に以下のような事由が発生した場合は、サービス利用の中止や退所をしていただくことになります。

< 介護老人保健施設 >

- ・要介護認定によりご利用される方が、自立、要支援1又は要支援2と判定された場合。
- ・利用開始から延長期間の無い状態で、3ヶ月が経過した場合。
- ・ご契約者またはご利用者から退所の申し出があった場合。
- ・ご利用中に契約が解除または終了した場合。

< 短期入所療養介護 >

- ・要介護認定によりご利用される方が、自立、要支援1又は要支援2と判定された場合。
- ・居宅介護支援事業者もしくはご契約者又はご利用者から退所の申し出があった場合。
- ・ご利用中に契約が解除または終了した場合。

< 通所リハビリテーション >

- ・要介護認定によりご利用される方が、自立、要支援1又は要支援2と判定された場合。
- ・居宅介護支援事業者もしくはご契約者またはご利用者から利用中止の申し出があった場合。
- ・ご利用中に契約が解除または終了した場合。

< 介護予防短期入所療養介護 >

- ・要介護認定によりご利用される方が、自立と判定された場合。
- ・地域包括支援センターもしくはご契約者又はご利用者から退所の申し出があった場合。
- ・ご利用中に契約が解除または終了した場合。

< 介護予防通所リハビリテーション >

- ・要介護認定によりご利用される方が、自立と判定された場合。
- ・地域包括支援センターもしくはご契約者またはご利用者から利用中止の申し出があった場合。
- ・ご利用中に契約が解除または終了した場合。

< 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション >

- ・要介護認定によりご利用される方が、自立と判定された場合
- ・居宅介護支援事業者、地域包括支援センターもしくはご契約者またはご利用者から利用中止の申し出があった場合。
- ・ご利用中に契約が解除または終了した場合。

13. ご契約の中途解約や契約解除

①契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設へ契約の解除を申し出ることができます。その場合には、解約を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解除し、施設を退所又はサービスを中止することができます。

- 1) 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- 2) ご利用者が入院された場合
- 3) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく契約に定める介護保険サービスを実施しない場合
- 4) 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- 5) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 6) 他のご利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

②契約の有効期間であっても以下の事項に該当する場合には、当施設から退所または解約及び契約解除していただくことがあります。

- 1) ご契約者またはご利用者が、事業者に利用者の心身状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2) ご契約者による、サービス利用料金の支払いが督促にもかかわらず3か月以上遅延した場合、又は合計3ヶ月分以上の利用料金の支払いを滞納した場合
- 3) ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 4) ご利用者が長期間にわたって医療機関や福祉施設、介護保険施設等に入院または入所し、長期間当施設サービスを受けることがないと判断された場合
- 5) 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- 6) 施設の滅失や重大な破損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- 7) 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

注1) 介護老人保健施設利用中に病院等に入院された場合

当施設利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合、当事業所では以下のように対応します。

- ・検査入院等、7日間以内の短期入院の場合
入院が決まった段階で退所扱いとし、その後7日間以内に退院された場合は、退院後再び当施設の同室に入所することができます。

- ・ 8日間以上3ヶ月以内の入院の場合
8日以上、3ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に優先的に入所できるよう努めます。
また、当施設が満室の場合でも、当法人の短期入所生活介護（ショートステイ）を優先的に利用できるよう努めます。
- ・ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合
3ヶ月以内の退院が見込まれない場合で、以後も当施設を利用する予定が無い場合には、契約を解除する事があります。

注2) 短期入所療養介護利用中に病院等へ入院された場合

当施設利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合は入院の為に施設を離れられた段階で退所扱いとし、退院後の再利用に関しては、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター、又はご契約者もしくはご利用者と相談のうえ決めるものとします。

注3) 通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション利用中に病院等へ入院された場合

サービス利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合は一時利用の中止を行い、退院後の再利用に関しては居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター又はご契約者もしくはご利用者と相談のうえ決めるものとします。

③円滑な在宅復帰や入院等を行うための援助

ご契約者が当施設の通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションの中止や、介護老人保健施設及び短期入所療養介護の利用を中止し退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、円滑に在宅復帰や入院等を行うため、必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- ・ 適切な病院もしくは診療所又は介護保険施設等の紹介及び情報提供
- ・ 居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターの紹介及び情報提供
- ・ その他保健医療サービス又は福祉サービスの紹介及び情報提供

14. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

①持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。但し、どうしても必要な場合は事務所までご相談下さい。

- 1) ハサミやカッターナイフ、ライターなどの危険物
- 2) 高価な商品や高額のお金
- 3) 動物
- 4) 1日で食べきれない量の食品
- 5) 医薬品

②面会

面会時間：10:00 ～ 11:30、14:00 ～ 17:00（曜日の指定はありません）

※緊急時など、上記以外の時間帯に面会に来られる場合は、事前に当施設まで電話下さるか、もしくは正面玄関右脇のインターホンで夜勤職員にその旨伝えて下さい。

※面会に来られた時は、必ずその都度事務所にある面会票の記入をお願いします。

※感染症予防のため、面会前にはうがい・手洗いをお願いします。

※なお、来訪される場合、持ち込み制限させていただいている物品の持ち込みはご遠慮ください。

③外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前に事務所まで外出・外泊届けの記入をお願い致します。但し、外泊については、最長で1ヶ月のうち7日間とさせていただきます。

④食事

外出や外泊などの理由で食事が不要になる場合は、朝食：前日の17:00まで 昼食：当日の10:00まで おやつ：14:00まで 夕食：16:00までに事務所までお伝え下さい。

⑤喫煙

法令により施設内（敷地内）は全面禁煙です。

⑥医療機関への受診

制度上、当施設ご利用期間中は、医療機関（歯科を除く）のご利用は出来ません。

⑦その他

- ・居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の負担により原状に戻していただくか、又は修復に必要な代金をお支払いいただく場合があります。
- ・ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室等に立ち入り、必要な措置を取らせていただきます。但し、その場合、ご利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことは避けて下さい。
- ・当施設の職員や他の入所者に対し、その生命・身体・財産・信用等を傷つけるような行為を行うことは避けて下さい。

以上の項目に該当すると事業者が判断した場合は、ご利用者へのサービス提供を中止し、今後の施設利用をお断りさせていただくことがあります。

15. 非常災害対策について

- ①非常災害に備えるため、災害に関する計画を策定するとともに、避難訓練等必要な訓練を年2回以上実施（うち1回は夜間想定）します。
- ②防火管理者を定め、消防法に準拠した防災対策や防災計画を作成します。

16. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご利用者又はご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご利用者又はご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を勘酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる事があります。

17. 緊急時等の対応について

- ①サービス提供中にご利用者の病状の急変や緊急事態が起こった場合は、速やかに管理医師又は主治医に連絡します。
- ②サービスの提供によりご利用者に生じた事故については、速やかに市町村、ご契約者又はご家族等へ連絡します。
- ③サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償します。

18. 苦情の受付について

①当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

担当者に直接お話し下さい。

または、巻末のなんでもカードをご記入いただいて、1階受付前の「なんでもBOX」にご投函下さい。

- ・苦情受付窓口（担当者）

〔事務長〕

〔施設事業課長〕

または

〔介護主任〕

〔通所リハビリテーション主任〕

- ・電話番号 072-296-1333

- ・受付時間 毎週 月曜日～ 金曜日

9:00 ～ 18:00

※苦情に対しましては、管理者及び各部署の責任者、当法人の評議員、民生委員、弁護士で構成する「美樹の園苦情対策室」で苦情内容を審議し、苦情申立人に対して責任を持って対応致します。

②行政機関その他苦情受付機関

堺市 健康福祉局 長寿福祉部 介護保険課

所在地 : 大阪府堺市堺区南瓦町3-1

電話番号 : 072-228-7513 受付時間 : 9:00 ~ 17:30

堺市 堺保健福祉総合センター 地域福祉課 介護保険係

所在地 : 大阪府堺市堺区南瓦町3-1

電話番号 : 072-228-7477 受付時間 : 9:00 ~ 17:30

堺市 中保健福祉総合センター 地域福祉課 介護保険係

所在地 : 大阪府堺市中区深井沢町2470-7

電話番号 : 072-270-8195 受付時間 : 9:00 ~ 17:30

堺市 東保健福祉総合センター 地域福祉課 介護保険係

所在地 : 大阪府堺市東区日置荘原寺町195-1

電話番号 : 072-287-8112 受付時間 : 9:00 ~ 17:30

堺市 西保健福祉総合センター 地域福祉課 介護保険係

所在地 : 大阪府堺市西区鳳東町6-600

電話番号 : 072-275-1912 受付時間 : 9:00 ~ 17:30

堺市 南保健福祉総合センター 地域福祉課 介護保険係

所在地 : 大阪府堺市南区桃山台1-1-1

電話番号 : 072-290-1812 受付時間 : 9:00 ~ 17:30

堺市 北保健福祉総合センター 地域福祉課 介護保険係

所在地 : 大阪府堺市北区新金岡町5-1-4

電話番号 : 072-258-6771 受付時間 : 9:00 ~ 17:30

堺市 美原保健福祉総合センター 地域福祉課 介護保険係

所在地 : 大阪府堺市美原区黒山167-1

電話番号 : 072-363-9316 受付時間 : 9:00 ~ 17:30

和泉市介護保険担当課

所在地 : 大阪府和泉市府中町2-7-5

電話番号 : 0725-41-1551 (代) 受付時間 : 9:00 ~ 17:15

大阪府国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

所在地 : 大阪府大阪市中央区常盤町1-3-8

電話番号 : 06-6949-5418 受付時間 : 9:00 ~ 17:00

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、ご契約者またはご利用者やそのご家族等への重要事項の説明用に作成したものです。

社会福祉法人 美木多園
老人保健施設 美樹の園
住所：堺市南区美木多上 1359-2
TEL：072-296-1333
施設長： 大年 辰幸